

保育料の改定（第2子保育料無償化の拡充）について

1 諮問の趣旨

子ども子育て支援新制度における認定こども園などの教育・保育施設における保育料（利用者負担）については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっています。

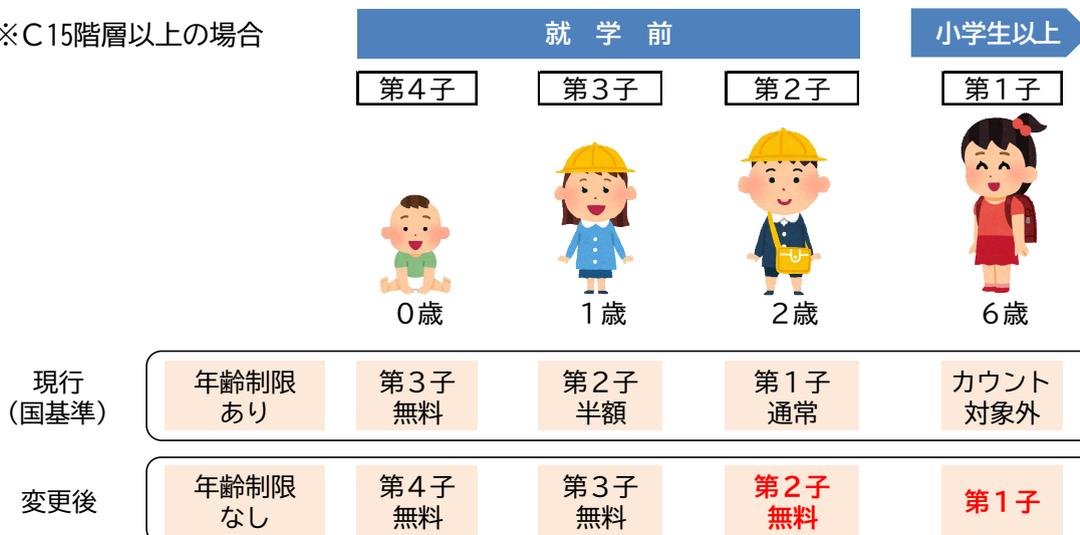
本市では、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い3歳以上児の保育料を無償化するとともに、年収640万円未満相当世帯の3歳未満児の第2子の保育料を無償化しています。

令和6年4月から多子世帯の更なる負担軽減に向けて、第2子保育料無償化を拡充することについて、石狩市子ども・子育て会議条例第2条の規定により審議をお願いするものです。

2 改定内容

第2子無償化の対象範囲を年収640万円以上相当世帯(C15～C18階層)に拡大するとともに、その適用にあたっては、小学校就学前の範囲とする年齢制限（同時入所要件）を撤廃します。

※C15階層以上の場合



●保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料（月額）※C15階層以上を抜粋

(単位：円)

| 階層区分 | | 区分 | 満3歳未満保育認定子ども | | | |
|------|---------------------------|-----|--------------|--------|--------|--------|
| 階層 | 定義 | | 保育標準時間 | | 保育短時間 | |
| | | | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 |
| C15 | 市町村民税所得割合算額 244,000円未満 | 第1子 | 54,900 | 54,900 | 53,900 | 53,900 |
| | | 第2子 | 27,450 | 0 | 26,950 | 0 |
| C16 | 市町村民税所得割合算額 301,000円未満 | 第1子 | 61,000 | 61,000 | 59,900 | 59,900 |
| | | 第2子 | 30,500 | 0 | 29,950 | 0 |
| C17 | 市町村民税所得割合算額 397,000円未満 | 第1子 | 69,300 | 69,300 | 68,100 | 68,100 |
| | | 第2子 | 34,650 | 0 | 34,050 | 0 |
| C18 | 市町村民税所得割合算額 397,000円以上 | 第1子 | 83,200 | 83,200 | 81,700 | 81,700 |
| | | 第2子 | 41,600 | 0 | 40,850 | 0 |